るのは「実技」と、「Off－JT」とあるのは「座学」とし、「(賃金支給の状況)」及び３の⑦欄については、記載を要しない。

12　３の②欄は、「新規に送出労働者となった者」、「○○職種技能検定２級の者」等具体的に記載すること。

13　３の④欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off－JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行ったときは、該当する欄全てに○印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。

14　３の⑤欄については、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行ったときは、該当する欄全てに○印を記載すること。

15　４欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象送出労働者数及び各雇用安定措置の区分ごとの送出労働者の実人数を記載すること。